

令和6年度地域の子育て支援連携事業助成金交付要綱

1 趣旨

この助成金は、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）が、地域における子どもや子育て家庭のニーズに沿った支援を行う人材の育成や、地域の子育てや子育てを支援するコミュニティやネットワーク形成に取り組む活動に対し、地域の子育て支援連携事業助成金を交付するものとする。

2 事業の実施主体・助成金交付の対象

（１）事業実施主体は、県内の子育て当事者によるグループや子育て支援活動に取り組むNPO等の団体とし、次の条件を満たすものとする。

①5人以上から構成されたグループ、団体とする。

②法人格の有無は不問とする。但し、宗教・政治活動を目的とした団体等は対象としない。

（２）助成の対象とする事業は、次のとおりとする。

①地域の子どもや子育て家庭を支援する人材の育成を目的としている事業

②地域の子育てや子育てを支援するコミュニティやネットワークづくりを目的とした事業

（３）事業実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※交付決定時に事業が終了していないものとする。

（４）下記の項目に当てはまる事業については対象としない。

①営利・宗教・政治活動を目的としている活動

②国・地方公共団体等他からの助成を受けている活動

③財団理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと認める活動

（５）その他

この事業の申請は、1団体につき1事業とする。

※申請額が予算上限を超えた場合は当該助成金を受けたことのない団体の申請を優先します。

※助成金の交付が決定し、事業完了後に報告会等にて発表していただくことがあります。

3 助成金の交付額及び対象経費

（１）助成金の対象経費は、次の表に定める通りとする。

助成金の 交付額上限	対 象 経 費	助成率
100,000円	講師謝金、講師旅費、施設等使用料	10/10

（２）前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 助成金の交付手続き

（１）助成金の交付申請

対象となる事業が採択された事業実施主体者は、理事長に対し、助成金交付申請書〔様式1〕を別に定める期日までに提出しなければならない。

（２）助成金の交付決定及び通知

理事長は、助成金の申請があったときは、申請に係る書類の審査により交付を決定し、申請した事業実施主体者（以下「申請者」という。）に対し助成金交付決定通知書により通知するものとする。

ただし、理事長は、必要があるときは、助成金の交付申請にかかる事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することがある。

(3) 事業の変更等

申請者は、助成事業を変更又は中止する場合は、変更・中止承認申請書〔様式2〕を提出し、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。（いずれも理事長が定める軽微な変更を除く。）

(4) 実績報告

申請者は、助成事業が完了したときは、事業終了後1か月以内に助成事業の成果を記載した実績報告書〔様式3〕により、当該助成事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(5) 助成金の額の確定

理事長は、助成事業の実績報告書を受領したときは、必要な審査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金交付決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し申請者に対して通知する。

(6) 助成金の精算払請求

助成金の額の確定通知を受けた申請者は、速やかに助成金精算払請求書〔様式4〕を提出するものとする。

5 助成金の交付決定取消及び助成金の返還

- (1) 申請者が、助成金を他の用途へ使用など、地域の子育て支援連携事業助成金交付要綱及びこれに基づく理事長の措置に違反したとき、また、石川県暴力団排除条例に違反したときは、理事長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用することがある。
- (3) 助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

6 関係事業への協力

申請者及び連携して事業に取り組む団体等は、子育てしやすい地域環境づくりの推進を図ることを目的とした事業・活動（財団が実施するその他の事業を含む）に対し、可能な限り協力することとする。

7 その他

- (1) 周知チラシ・ポスターほか成果物には、(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団助成事業を受けている旨を明記する。
- (2) この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、理事長が別に定める。
- (3) なお、予算の上限に達し次第、当該年度の事業は終了とする。
- (4) 事業実績報告書には、実施状況が確認できる写真等を添えて報告しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。